

# 公文書の任意提供取扱基準

海津市役所 総務課 情報公開係

## 公文書の任意提供取扱基準

### 1．申出による公文書の任意提供

実施機関は、平成17年3月28日前に旧海津町、平田町及び南濃町（以下「旧3町」という。）が保有していた公文書の閲覧又は写しの交付等の申出があったときは、情報公開制度の推進の観点から、これに応ずるよう努めるものとする。

### 2．任意提供の申出

旧3町が保有していた公文書の任意提供の申出は、公文書任意提供申出書（別記様式第1号）により行うものとする。

### 3．申出に対する回答

公文書の任意提供の申出に対する回答は、公文書任意提供回答書（別記様式第2号）により行うものとする。

### 4．その他の事務

上記1から3のほか、公文書の任意提供の申出に係る事務については、情報公開取扱要綱中、第2及び第3に定めるところに準じて行うものとする。

### 5．適用開始日

この公文書の任意提供取扱基準は、平成17年6月1日から適用する。

## 公文書任意提供申出書

年 月 日

様

申出者 庁

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

(法人その他の団体にあつては、名称及び代表者氏名)

電話番号

次のとおり公文書の任意提供を申し出ます。

公文書の 件名又は内容	
提供の方法	1 閲覧 2 視聴 3 写しの交付( 郵送の希望 有・無 )
備 考	

(注) 1 各欄に必要事項を記入し、該当する番号を 印で囲んでください。

2 申出者が法人その他の団体の場合は、備考欄に連絡可能な方の氏名及び電話番号を記入してください。

【職員記入欄】この欄には、記入しないでください。

申出書受付年月日	年 月 日	受付印
担 当 課	( 電話番号 内線 )	
備 考		

